

当院は、厚生労働省が定めた「DPC 対象病院」です

DPC(包括評価方式)とは、従来の診療行為ごとに医療費を計算する「出来高方式」とは異なり、傷病名や手術、処置等の治療内容に応じて分類された「診断群分類」に基づき、1日当たりの定額の医療費を基本として、入院医療費を計算する方式です。外来は従来の計算方式(出来高方式)で医療費を計算します。

<DPCにおける入院医療費の計算方法>



入院日数や傷病名によっては、従来の計算方法(出来高方式)により算定される場合があります。

なお、不明な点は事務職員(医事課)までお問い合わせください。

DPCについてのQ & A

Q すべての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか？

A 患者さんの病名や診療内容に応じて、主治医が診療群分類のいずれかに該当すると判断した場合に、DPCにより医療費を計算します。病名が診断群分類のいずれにも該当しない場合や、以下に該当する場合などは、従来通りの計算方法(出来高方式)により医療費を計算します。

- ・交通事故、正常分娩などの自費診療で入院される方
- ・労災保険適用で入院される方
- ・入院後 24 時間以内に亡くなられた方
- ・治験対象で入院された方
- ・入院中に骨髄移植を受けた方
- ・緩和医療センターに入院されている方

Q 医療費の支払い方法は変わりますか？

A 一部負担金や食事代、個室料金等は、従来通り変わりません。

Q 出来高方式と比べて、入院医療費は高くなるのですか？

A DPC では、入院中の病名や診療内容によって 1 日あたりの診療点数が決まります。従って出来高方式と比べて、高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また、入院日数によっても 1 日あたりの金額が変わってくる仕組みになっています。

Q 入院途中で、病名や診療料が変更になった場合の入院医療費はどうなりますか？

A DPC では、1 入院に対して 1 病名というのが基本の考え方です。入院時の病名から、入院中の治療や検査結果等で病名が変更になった場合は、入院初日に遡って医療費の計算をやり直します。その場合、月をまたがっていた時は、すでにお支払いいただいた前日までの医療費について、当月または、退院時に過不足を調整いたしますので、予めご了承ください。

Q 高額医療費の取扱いはどうなるのですか？

A 高額医療費制度の取扱いについては従来通り変わりません。今まで通り、限度額適用認定証をお持ちの方は、入院時に病棟担当事務にご提示ください。